

東邦大学医療センター大橋病院

ソーシャルメディアガイドライン

■ 目的

ソーシャルメディアの普及が広く社会に進み、病院の活動においても情報発信の手段として広く活用されております。ソーシャルメディアは広く情報発信ができる便利なツールである一方、匿名性、情報の伝播する速度やインターネットの恒久化により、社会に大きな影響を与えることがあります。正しい情報を発信し、職員がソーシャルメディアを安全・適正に利用するために、東邦大学医療センター大橋病院ソーシャルメディアガイドラインを策定しました。

■ 法令遵守と権利の尊重

ソーシャルメディアを利用する際は、関連する法令を遵守し、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等の侵害を行わないようにしてください。

■ 正しい情報の発信

ソーシャルメディアにおいて発信する情報は、社会に対して影響を与える可能性があります。発信内容に対する責任は発信者が負い、当院の一員として正確な情報を伝えるようにしてください。誤った情報を発信してしまった場合は、直ちにそのことを認め、早急に訂正をするようにしてください。

当院に関する情報を発信する場合は、個人的な見解であり、当院からの正式な見解ではないことを明示するようにしてください。

■ プライバシーの保護

個人情報を登録・公開する際は、利用するソーシャルメディアの内容を理解した上で行うようにしてください。一度公開された情報は、完全には削除できません。このことを理解し、自分自身や関係者を守るためにプライバシーの保護に留意してください。

■ 機密情報の取扱い

職務上知り得た守秘義務のある情報(患者情報、研究上の秘密等)を発信しないでください。

■ その他

このガイドラインの内容を逸脱するような行為があった場合、「学校法人東邦大学就業規則」により懲戒となる場合があります。当院職員によるソーシャルメディアでの活動において、何らかの係争に発展した場合、若しくは当院が相応しくないと判断した場合、当院はその品位を守り、社会的責任を果たす目的で、当院職員のソーシャルメディアでの活動について調査することがあります。

2024(令和6)年5月1日 本ガイドラインを施行